



龍ヶ崎市告示第60号

龍ヶ崎市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少及び高齢化が進む龍ヶ崎市（以下「市」という。）において、市外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、並びに地域の活力維持及び強化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知別添）に基づき、龍ヶ崎市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域おこしの支援に関する活動
- (2) 農林水産業の振興等に関する活動
- (3) スポーツ及び文化に関する活動
- (4) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (5) 住民の生活支援に関する活動
- (6) 環境保全に関する活動
- (7) その他地域の活力維持及び強化に資するために必要な活動

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、選考により市長が委嘱するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 総務省が定める地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（以下「確認表」という。）において、市に転入した場合に特別交付税措置の対象となる区域に住所を有する者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 他の地方公共団体において地域おこし協力隊であった者（同一の地方公共団体における活動期間が2年以上であり、かつ、当該地域おこし協力隊の任期満了後1年以内である者に限る。）

(イ) 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラムにおける活動期間が2年以上であ

り、かつ、当該JETプログラムを終了した日から1年以内である者に限る。)

(ウ) 海外に在留し市町村の住民基本台帳に記録されていなかった者であって、三大都市圏(確認表における三大都市圏をいう。以下同じ。)外の全ての市町村及び三大都市圏内の条件不利地域(確認表における条件不利地域をいう。)に生活の拠点を移し、転入したもの

(2) 心身が健康であり、かつ、地域協力活動に意欲がある者

(3) 市長が委嘱をする日において満18歳以上である者

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱の期間(以下「委嘱期間」という。)は、前条の規定により委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、隊員の地域協力活動の状況等を勘案し、必要と認めるときは、委嘱期間が満了する日から起算して1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができる。ただし、委嘱期間は、最初に委嘱された日から起算して3年を超えることはできない。

3 市長は、前条の規定により委嘱した隊員との間において、地域協力活動に関する覚書を締結するものとする。

(隊員の義務)

第5条 第3条の規定により委嘱された隊員は、速やかに市に住民票を異動しなければならない。

(地域協力活動の報告)

第6条 隊員は、地域協力活動の内容について、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動週次報告書(様式第1号。以下「週次報告書」という。)に記録しなければならない。

2 隊員は、地域協力活動を行った日の属する月の翌月5日までに、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動月次報告書(様式第2号。以下「月次報告書」という。)に週次報告書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要と認めるときは、地域協力活動の状況等について臨時に報告を求めることができる。

(隊員の身分及び報償費の額)

第7条 隊員は、地域協力活動の対価として、予算の範囲内で報償費の支給を受けるものとする。この場合において、市との雇用契約は存在しないものとする。

2 隊員の報償費の額は、月額291,000円までを上限とする。

3 隊員が月の途中で委嘱され、又は解嘱された場合における月の報償費の額は、日割り計算により算出した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(報償の支払)

第8条 市長は、隊員に対し、前条に定める報償費を月次報告書が提出されてから30日以内に支払うものとする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、市長は、月次報告書が提出されないとき、地域協力活動の状況が不相当であると認められるときその他隊員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、報償費を減額又は不支給とすることができる。

(隊員への支援等)

第9条 市長は、隊員が地域協力活動を円滑に行うため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員が地域に定着するための支援
- (2) 関係機関との連絡及び調整

(委嘱の取消し)

第10条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 疾病等のため地域協力活動が困難であると認められるとき。
- (2) 自己の都合により、委嘱の取消しの申出があったとき。
- (3) 地域協力活動の状況等が不適當であると認められるとき。
- (4) 市外に住所を変更したとき。
- (5) その他隊員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(隊員の服務)

第11条 隊員は、この要綱その他の関係法令を遵守し、常に誠実かつ公正に地域協力活動を行わなければならない。

2 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動週次報告書

隊員氏名： \_\_\_\_\_

（      年      月      週）

月 日 ( )	活動時間	:      ~      :
	活動場所	
	活動内容	
月 日 ( )	活動時間	:      ~      :
	活動場所	
	活動内容	
月 日 ( )	活動時間	:      ~      :
	活動場所	
	活動内容	
月 日 ( )	活動時間	:      ~      :
	活動場所	
	活動内容	
月 日 ( )	活動時間	:      ~      :
	活動場所	
	活動内容	
特記事項		

様式第2号（第6条、第8条関係）

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動月次報告書

隊員氏名： \_\_\_\_\_

（ 年 月分）

今月の活動報告	
翌月の活動予定	
要望・意見等	
その他	